

別表第7（第3条、第5条、第10条関係）

1 補助事業者	宮崎個人タクシー事業協同組合から補助金の交付を受けないタクシー事業者
2 補助対象経費	燃料高騰等支援 「3 対象車両」に該当する車両に係る燃料価格高騰等に伴う経費
3 対象車両	タクシー事業者が使用する車両（福祉輸送事業に使用する車両は除く。）のうち、次の要件の全てに該当する車両 (1) 令和7年4月1日時点で、自動車検査証が交付された日から起算して4か月以上経過し、かつ、申請時において自動車検査証の有効期間内で、申請後も継続して事業を行う予定である車両。ただし、令和6年12月から申請までの間に入替えを行った車両で、入替前の車両が令和6年12月1日以前から事業に使用されていたことが確認できるものについては対象とする。 (2) 県内営業所に配置された事業用車両。ただし、宮崎の緑ナンバーに限る。 (備考) タクシー事業者が地方運輸局へ提出している事業計画上の休車及び「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」に基づく臨時休車に該当する車両については上記対象車両に含まない。
4 補助額及び補助率	1台当たり10千円
5 申請書に添付すべき書類	申請書に添付すべき書類は次に掲げるものとする。 (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明） ※ 原則として申請を行う日から3か月以内のもの。（写し可） (2) 法人にあっては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (3) 誓約書 (4) 申請時において有効な自動車検査証の写し ※ 電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し